

第

號

關係各位

アメリカ合衆國
國務省

茲に添付せる書類は本省保存文書の

の眞正なる字なることを証明す

右證明として一九四七年（昭和廿年）八月一日
余、國務長官デヨーヂ、シー、マーシャルはニロ
ンビア區ワシントン市に於て本省認證官をして
國務省印を押捺、余の姓名を記せしめた。

國務長官デヨーヂ、シー、マーシャル
國務省認證官エム。ビー、デョヴィン作成

2078

昭和二十年七月十二日

返事の場合、SWP 第七四〇〇一五号

PWノ六ノ三〇四五ヲ指定。

パウワール殿

一九四五年

昭和二十年六月三十日附貴書ヲ拝見シタ。ソレニ

依ルバ、貴下選挙区民中ニハ、ホワイト・サルファール

スプリングス・ホテルニ日本人ヲ收容スルコトニ對シ

異議ヲ唱エル者相当數アル由。

一九四五年

国務省デハ、昭和十七年(吾ガ米國及ビ

ソノ他ノアメリカ共和諸國ニ外交使臣トシテ

派遣サレタル日本國官吏ヲ、日本國內ニ抑留サ

レタ^④駐日米国外交使臣ト交換送還セン以來、

日本人ヲホワイト・サルファール・スプリングス・ホテル

ニ抑留シタコトガナイ。コノホテルハ目下ノ所デハ

得テ主トシテ私ガ言イタモノデアリマス
但シ多數ノ搜入削除ハ外ノモノガシタノデアリマス之レヲ起案シテ此ノ書類
ノ第一頁ニアル通り件房中央調査委員会及件房口信調査部へ提出シマシタガ
之ノ委員会竝ニ調査部デ之レヲ採用シタカ否カハ此ノ書類カラハ分リマセン
又此ノ書類ノ中ニハ鉛筆言デ削除又ハ別紙等トノ言込ミガアリマスカ誰ガシ
タノカ私ニハ分リマセン

国務省デナク他ノ省ノ管轄下ニオイテ、衛戍病院

トヒテ使用サレテイルトイフ、ガ国務省ノ見解デ

アル。

貴下ノ選挙王民ノ抗議ハ恐ラク歐洲ニオイテ捕エラレ

タル日本国官吏葉々トソノ証者、ベニシルバニア州ベド

フォードスポリニグス在 ベワトフォード・スポリニグス・ホイル

ノへ移動問題ニ關スルモノデアウト思ワレルガ、コレ

等日本人ハ、日本政府ニヨリテ今日マデ長イ間悲惨

ナル状態ノモトニ抑留サレキタ 国際連合国民ト

コレ等日本国民トノ交換ニ關スル 協定、即チ連合

国ト 及 協定 及ビ日本政府トノ 交換 ノ案ヲマテコレ

等日本人ハ同所ニ抑留サレルコトニナツテイル。

得テ主トシテ私ガ言イタモノデアリマス
但シ多数ノ搜入削除ハ外ノモノガシタノデアリマス之レヲ起案シテ此ノ書類
ノ第一頁ニアル通り伴房中央調査委員会及伴房関係調査部へ提出シマシタガ
之ノ委員会竝ニ調査部デ之レヲ採用シタカ否カハ此ノ書類カラハ分リマセン
又此ノ書類ノ中ニハ鉛筆言デ削除又ハ別紙等トノ言込ミガアリマスカ誰ガシ
タノカ私ニハ分リマセン

エノ事柄ニ關シテ、昭和二十年六月二十五日附新聞紙

表ヲ五百十八号ノ寫ヲ一通コ、ニ添加スル。

ベッドフォード・スプリングス・ホテル 一九七〇年 明治三年ノ

建築ニカ、ルモノデ、國務省ガ日本人收容ニ選

定シタノデアルガ、コノ選定ハホテルガ 大伴 同素ニシテ

豪華者ニアラガユトガ一ツ、又一ツニハ今年ハ非ハ

元ノ豫定ニナツテイタ等ノ事情ニヨルノデアリ。

日本人收容設備運用ハ極メテ簡素ナル基礎

ノ下ニコレヲ行フノヲソノ趣七日トスル。例ハバ

食堂ノ如キモ カフエテリア 自給式トシ、收容所全体ニ亘ッテモ

同様ニ 経理セラシムテアラカ 簡易ヲ七日トスル。 併 我々ト云モ 併 コノ等日本人

ニ對シテハ地位身分ヲ考慮シソシ相応ノ當ヲ得テ待

遇ヲ與ヘネバテラヌ。蓋シコノ問題ハ極東ニオイテ
 ハ当地ニオイテ重要視スルヨリモ更ニ是實ニ重
 大視サレテイルカラ ~~ハ~~ 彼等日本人が在留米国民
 ニ對スル惡待遇ヲ更ニ惡化スルヲ正當化セン
 トシテ常ニ求メテ止マザン眞ノ口實供リノ口
 實ヲ彼等ニ與ヘザランガタメ斯クハ抑留日本人
 ヲ遇スルノテアリン。

敬具

國幣長官代理

ジョセフ・C・ゲル

同封物 昭和二十年六月二十五日附
 新聞発表才五百十八号

国務省

新聞社用発表

昭和二十年六月二十五日附

才五百十八号

国務省ハドイツ国ニ於テ捕ヘラレタル

日本国大使館員領事館員及ビソレ等ノ経者

百三十一名ヲ(一)ペンシルバニア州ベッドフォード在ベッド

フォード・スプリングス・ホテルニ捕メ收容ノ目的ニ

所有者

テ同ホテルニ特設ト協定シタ。コレ等日本人團體

人抑留ハ彼我抑留者交換ニ用ズル日本政府トノ

協定及ビ對日戦参加連合国トノ協定成テ日

マテ継続スル見込ミデア。蓋シ上記連合国

トノ協定ハ對日戦参加連合国ハ

得テ主トシテ私ガ書イタモノデアリマス
但シ多数ノ捜入削除ハ外ノモノガシタノデアリマス之レヲ起案シテ此ノ書類
ノ第一頁ニアル通り伴房中央調査委員会及伴房関係調査部へ提出シマシタガ
之ノ委員会竝ニ調査部デ之レヲ採用シタカ否カハ此ノ書類カラハ分リマセン
又此ノ書類ノ中ニハ鉛筆書デ削除又ハ別紙等トノ書込ミガアリマスカ誰ガシ
タノカ私ニハ分リマセン

ドイツ国内ニテ捕ラレタル日本人ニ對シテハ其ノ

何人タルヲ問ハズ^{當的}共通ノ關心ヲ持ツ^{カラ}ル

ベシデアル。

コノ日本抑留者ノ中ヲ一團令ノ米國到着

ハ七月上旬ノ事デアル。

得テ主トシテ私が嘗イタモノデアリマス
但シ多数ノ搜入削除ハ外ノモノガシタノデアリマス之レヲ起案シテ此ノ書類
ノ第一頁ニアル通り伴房中央調査委員会及伴房調査部へ提出シマシタガ
之ノ委員会竝ニ調査部デ之レヲ採用シタカ否カハ此ノ書類カラハ分リマセン
又此ノ書類ノ中ニハ鉛筆書デ削除又ハ別紙等トノ書込ミガアリマスカ誰ガシ
タノカ私ニハ分リマセン